

「飲食施設用運営事業 委託者募集」に伴うご質問に対する回答

質問 1) 大阪国際会議場の今後 5 年間の事業計画・実績について

大阪国際会議場の 5 年間 2019~2023 年の計画（売上、来場者数、会議件数等）をご教示下さい。また、売上、来場者数、会議件数それぞれについて、催事の種別（会議・国際会議・展示会・興行）の計画（平成 26 年度～平成 30 年度）についてもご教示下さい。

回答 1)

◎2019～2023 年度の計画は以下のとおりであります。

年 度	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
売 上	1,856 百万円	2,101 百万円	2,113 百万円	2,124 百万円	2,157 百万円
来館者数	来館者数及び会議件数は想定しておりません。				
会議件数					
主要 3 施設 平均稼働率	86.2	86.4	86.7	86.9	87.3

※上記金額は、受取地代及び受取利息等は含まれておりません。

主要 3 施設平均は、メインホール、イベントホール、10 階会議室の平均値です。

◎平成 26 年～平成 30 年度実績

年 度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
売 上	1,449 百万円	1,661 百万円	1,836 百万円	1,804 百万円	1,852 百万円	
来館者数	95 万人	105 万人	119 万人	106 万人	—	
会 議 件 数	会 議	1,304 件	1,441 件	1,405 件	1,397 件	—
	国際会議	35 件	40 件	58 件	57 件	—
	展 示 会	60 件	69 件	66 件	53 件	—
	興 行	49 件	68 件	63 件	65 件	—

※平成 30 年度売上は決算見込値であります。

質問2) 大阪国際会議場の来場者属性

来場者の属性（男女比、年齢構成、目的等）について、わかる範囲でご教示下さい。

回答2) 来場者の属性（男女比、年齢構成、目的等）に関する統計はございません。

質問3) ケータリングサービスの業務範囲について

ケータリングサービスの業務範囲に、お弁当を配るサービスは含まれておりますでしょうか。

回答3) ケータリングサービスの業務範囲に、当該業務は含まれておりません。

質問4) 湯茶や珈琲等のサービスについて

説明会で、「湯茶や珈琲等のサービスは国際会議場による直営を考えており、ケータリング業務の範囲外」というお話がございましたが、大阪国際会議場内における全ての湯茶、珈琲サービス（ケータリング事業者は一切の珈琲、湯茶のサービスを行わない）という理解でよろしいでしょうか。

回答4) 説明会でご説明申し上げましたとおり、「ケータリングサービス」と「湯茶・珈琲サービス」は異なるサービスといたします。但し、説明会で申し上げましたが、「レセプション会場内での湯茶・珈琲の提供」は、ケータリングサービスに含まれます。また、「ケータリングサービス」受託事業者様が、「湯茶・珈琲サービス」受託事業者となられることは差支えございません。
後日予定している「湯茶・珈琲サービス」業務委託先を募集する際に応募いただければ幸いです。

質問 5) 上記 質問 4 とした場合、1 案件について珈琲サービスとケータリングサービスが同時に受注した、サービスの手配はそれぞれが行なう（1 会場にサービス 2 社が存在）という理解でよろしいでしょうか。また、幹事様とのお打合せはケータリング事業者と国際会議場様それぞれが行うという理解でよろしいでしょうか。

回答 5) 説明会でご説明申し上げましたとおり、「ケータリングサービス」は当施設内で開催されるレセプション等へのお料理の提供を意味し、これと一体となる湯茶・珈琲の提供は「ケータリングサービスに」含まれます。

他方、会議や展示会などに付随する湯茶・珈琲の提供は、「ケータリングサービス」とは別のサービスとしております。したがって、同じ会場での「ケータリングサービス」と「湯茶・珈琲サービス」が同時に提供されることは想定しておりません。

会議のあと懇親会が開催されるような場合、会議の「湯茶・珈琲サービス」と、懇親会の「ケータリングサービス」が別の事業者によって提供される場合があります。この場合、お客様との打合せは、「湯茶・珈琲サービス」は、湯茶・珈琲サービス事業者が、「ケータリングサービス」は、ケータリングサービス事業者で、それぞれおこなっていただきます。

なお、「湯茶・珈琲サービス」を行って頂くためには、「湯茶・珈琲サービス」受託事業者に応募し、その契約を締結させていただきます。

質問 6) 上記 質問 5 とした場合、珈琲サービスは常駐し、パントリーも常駐的に使用されますでしょうか。また、その場合、パントリーはケータリング事業者と一緒に使用するという理解でよろしいでしょうか。

回答 6) 「湯茶・珈琲サービス」では、パントリーの使用を要する規模のサービスは生じないと判断しております。パントリーの使用を要する規模であれば、「ケータリングサービス」に該当すると考えております。

質問 7) 12Fレストランの営業時間について

応募要項 P13 ([4]-5. 委託条件 (7) 営業時間) に 12F レストランの営業時間が 10:00~21:00 必須となっております。一方、現在 11 時~14 時、夜は予約受注のみ営業としておりますが、ご指定時間内のフルオープン (アイドリング時間なし) は必須でしょうか。

回答 7) 募集要項の営業時間の記載は、当施設をご利用いただくお客様のご要望に少しでもお応えするため、「募集要項 (3) 委託する業務のイメージ、上から 2 行目」に記載のとおり、弊社が考えるイメージであります。

応募される事業者様におかれましては、これまでの実績と豊富な経験に基づき、応募いただく店舗の魅力を最大限発揮し、営業時間の提案も含め、お客様のご要望にお応えできるようご提案を頂ければ幸いです。

質問 8) 上記 質問 7) とした場合、朝 10 時オープンとする理由をご教示ください。

(現在 11 時から営業しておりますが、実際 11 時に来店されるお客様はほぼいらっしゃらない状況です)

回答 8) 上記のご質問 7) と同様にお客様のご要望に少しでもお応えしたく記載したイメージです。弊社と共にお客様のご要望にお応えできるご提案を期待しております。

以上、飲食施設等 (飲食店舗・ケイタリング) 募集に係るご質問に対し回答させて頂きました。ありがとうございました。